

京都民医連共済会

2014年度 通常総会

# 議案書

日時 2014年5月29日(木)18:30~21:00

会場 京都民医連事務局 3階会議室



## 《案件》

- 第1号議案 13年度事業報告に関する件
- 第2号議案 13年度決算報告に関する件
- 第3号議案 13年度剰余金の処分(案)に関する件
- 第4号議案 14年度事業計画(案)に関する件
- 第5号議案 14年度予算(案)に関する件
- 第6号議案 非常勤職員の共済加入についての提案
- 第7号議案 全国総会総代選出に関する件

## < 第6号議案 >

### 非常勤職員の共済会加入の提案

#### 1. 今回の提案に至った経過

介護保険導入(2000/4)に伴い、介護事業の立ち上げ・拡大、診療報酬引き下げに伴う経営の悪化、多様な形態の働き方の普及等により、非常勤職員は増加し、そのことについて共済総会や京都民医連内でも意見が出されてきました。この傾向は全日本民医連的にも同様で、職員換算数では、非常勤が27.9%、実数では41.5%を占め(2011年度全日本民医連経営実態調査)、全日本の共済活動交流集会(2012年・2013年)の問題提起でも触れられてきました。理事会では、それらの提起を学びながら、「身の丈にあった」実現可能な制度の検討を2012年度から着手してきました。

2013年2月理事会では、検討・試算の方向性を議論し、京都民医連の各法人に対し、非常勤調査の実施を確認してきました。同年4月理事会に報告した調査結果の概要は、健康保険資格を有する非常勤者は505名で、それは職員(健保資格者)の21%を占めました。また、平均年齢は44歳(±11)、標準報酬月額は234千円(±131千円)になります(2013年4月理事会資料参照)。

同年9月理事会は、2012年度共済決算にもとづく非常勤職員の共済加入による収支試算を検討し、給付の大幅な見直しの必要性等を議論し、本年1月理事会では、具体的な加入内容と給付改定案について議論を行ってきました。

以上から、共済運動の経過とその意義についても振り返り、以下の内容での非常勤職員の共済会加入について提案します。

#### 2. 民医連共済運動の意義と役割

・京都民医連第42回定期総会(1992/10)運動方針は、共済の意義について「職員の福利厚生に共済会の果たす役割は大きく、全会員が一体となった活動を各院所・法人や労働組合とともに展開していかなければなりません。第一に、安定した財務体質を維持しながらも、会員にとってもっと効果的な資産の運用を図らなければなりません。第二に、各院所での経営上の制約のために、やりたくてもできないことを、京都民医連全体で一つの力にしている共済会で大いに検討し、可能なものから実現することです。第三に、日常の業務がますます過密になってきている今日、少しでも職員の精神面でゆとりや健康維持に役立つ事業の展開が必要です。」とし、京都民医連が一体となり、安定運営、スケールメリット、職員際を提起されてきました。

・その後、医療情勢の厳しさから、京都民医連第44回定期総会(1994/10)運動方針は、「『医療情勢が厳しい時こそ共済会』をスローガンに、京都民医連全体の福利厚生を全面的に担って行くことが必要です。文化厚生事業は、職員の単なる福利厚生の面だけでなく、精神衛生の分野でもますます重要です。」とし、厳しい情勢の下、職員の団結と連帯に共済会が少なくない役割を果たしてきました。

・2000年代に入り、医療情勢は更に厳しくなり、京都民医連第52回定期総会(2005/10)運動方針は、「03年4月より実施された「健康保険3割負担」への給付や、民医連年金の制度改正に伴う06年度からの年金掛金の値上げへの対応について検討を深め、今日まで構築してきた事業の基本的枠組みを維持しながら共済掛金を値上げせずに対応する財政改革案を確定してきました。今年度の給付事業は現行給付を維持し、生き生きと働き続けるために文化厚生事業の充実をはかると同時に、職員の健康問題に対する取り組み強化が引き続き求められています。」としています。制度改悪により、給付引き下げを伴う財政改革、また、2006年からの保険業法・保険法改悪による組織整備も全国的に取り組んできました。

・経過を振り返ると、京都民医連の共済運動は、民医連の団結と連帯の証、「民医連職員の連帯を基礎とした互助組織であり、職員を大切にする民医連経営の福利厚生制度」(2002 全国共済総会)として歩んできました。ともに働く仲間として、職員の連帯と互助を大切にすることは、共済運動の原点です。職場、事業所等の変化に伴い、京都民医連が一体となり、共済運営とあり方、互助・連帯の時代に即した検討と対応が求められています。

#### 3. 共済会非常勤加入の意義と目的

全日本民医連、京都民医連の共済給付は、社会保障の不備の部分を、職員と法人の拠出で補完する

性格を持っています。その底流には、「働くひとびとの医療機関」に相応しい経営理念と民医連職員の誇りを土台にした互助・連帯があります。このことから、民医連の共済制度は、職員を大切にす民医連経営の福利厚生制度と 民医連の仲間を大切にす職員の互助連帯組織の二つの側面をもっています。この二つの理念は、全国組織・各県連のどの組織でも共通しており、京都民医連としても実践・共有してきました。以上を前提に今回提案する非常勤職員の共済会加入は、互助・連帯の広がり、職員と仲間を大切にす具現化して大きな意義があります。

全日本民医連第 41 回定期総会運動方針は、「人間がもののように使い捨てにされる時代に、民医連綱領で掲げる目標実現と一人ひとりの人間として成長の課題が一致できるのが民医連の組織です。人の役に立つことを仲間とともにとりくむことは最も人間的な労働であり、やりがいにつながります。私たち民医連の事業所、職場は人間的な発達を促す組織です。「民医連でがんばることで自分の希望も実現する」、このことを理屈でなく心で感じられる組織になるよう意識的な努力が必要です。」とし、民主的運営の大切さを説いています。共済の広がりはこのを支えるものです。

また、幅広く職員がその運営に係わる互助組織として共済会は、福利厚生制度としての役割も担っています。雇用形態が異なることによるその差異は、職員と法人が折半し拠出する仕組みから、非常勤者の占める割合から、そして社会的な規範等から「不合理」と指摘されかねません。諸先輩が築き上げてきた京都民医連共済を次々に引き継ぎ、民医連で働く仲間を支え続ける、この役割が将来にわたって増えこそすれ減ることはありません。

今回の提案は、共済会の大きな改革となることは間違いありませんが、第 41 回総会スローガンの「新しい時代に対応し、民医連らしさにこだわり、健康権実現・生存権保障を担う医師をはじめとする職員育成を旺盛にすすめよう」に応えるものとして、「新しい時代」を切り開く立場と内容で以下を提案します。

#### 4. 非常勤職員の加入に伴う共済会掛金、給付について(提案)

##### 1) 非常勤職員の共済加入に伴う基本的な事項

非常勤職員分の会員は増加しますが、共済会会計規模は制度上拡大しないことを基本とします。よって、現会員の掛金は引き下げとなります。

また、給付事業の総額も同様に拡大しないこととし、現会員の掛金増額や法人負担の増加を回避します。これは、「身の丈にあった」実現・継続性のある制度改正とするため、基本的に職員の連帯と互助に則った改正内容とします。

##### 2) 共済加入対象の非常勤職員

共済会掛金は、標準報酬月額に対して比率で算出しており、共済加入対象の非常勤職員は、健康保険資格者の全員とします。但し、外部招聘等による定年後の「嘱託」と区分している医師は、採用時の経過等より除くこととします。

2013 年 4 月理事会に報告した調査統計から、非常勤職員の共済会加入対象は 493 名(別紙参照)となり、新たな会員数(2,443 名)の 20%を非常勤職員が占めることとなります。

##### 3) 掛金について

非常勤職員会員の掛金は、(標準報酬月額 × 1.32%) - ¥1,700 × 70% 但し、下限額を 500 円 とします。改定案による試算は別紙を参照ください。

・「× 1.32%」は、現行 1.4%から 0.8 ポイント掛け率を引き下げます。常勤職員も同率となり、掛金は現行より 6%少なくなります。これは、非常勤職員分の掛金の増加に対して、現収入規模内に収めるためです。

・「- ¥1,700」は、退職慰労会を非適用のため本人負担分は徴収しません。

・「× 70%」は、休業見舞金を対象としないため、掛金にその給付に占める比率を減額します。

##### 4) 非常勤職員会員の給付対象について

・非常勤職員会員の給付は、慶弔金、医療費見舞金、文化厚生事業とし、給付基準は現会員と基本的に同じとします。班事業への参加も適用とします。但し、全日本民医連厚生事業協同組合の指定職員は適用としないので、一部給付水準が異なる給付があります。

・休業見舞金は、対象としません。

・貸付金は、退職金を担保とするため対象としません。

## 5) 給付改定について

2012 年度共済決算にもとづく収支試算では、給付の見直しが必要で、現給付水準を 85.86%に引き下げれば成り立つことになりました。各給付内容を見直し、以下を改定案として提案します。改定案による試算は別紙を参照ください。

### 休業、慶弔金、医療費

- ・休業見舞金(疾病、出産、通勤災害)は、現行日額の 31%を 27%に 4%改定します。待機期間も同様に 4%改定し、傷病手当金等を含めると 97.7%から 93.7%になります。  
非常勤職員会員は、休業見舞金の対象としませんが、支出の 30%を占めるこの部分も見直し対象としないことには、全体が成り立ちません。試算では現給付水準の 86%にしなければ成り立たず、それに併せ連帯の視点から改定とします。
- ・入学終了祝金は、中学卒業を廃止し、小・中入学時に改定します。  
現制度の対象児は 5 歳、11 歳、14 歳時ですが、10 代前半に接近しており入学時に整理します。
- ・シルバーエイジ祝金、ゴールデンエイジ祝金は、廃止します。  
京都民医連勤続表彰規定を補完するものとしてありますが、年齢と勤続の相関関係が今後無くなるのが想定され、その意義も弱まり廃止とします。
- ・医療費見舞金は、現行(月間医療費 - 500 円 × 0.9)の 90%部分(0.9)を 85%に改定します。  
家族分についても同様の計算式とします。尚、家族の上限額は変更しません。

### 文化厚生事業

- ・レクリエーションのプール&グルメを廃止します。  
この数年、対象施設の確保に奔走し、また多様な指向や要求により、一施設を対象とした内容では利用者は減少しており廃止とします。
- ・保養所分担金は半減します。利用実績等から山の家は廃止します。  
保養所を持つ社会的な意義は縮小し、更に年間151万円の維持費を要し、利用実績から遠方且つ利用が限定される山の家は廃止します。
- ・健康キャンペーンは会員本人のみとし、職場エントリー、家族エントリーを廃止します。  
本来の趣旨に立ち返り、会員の健康増進を目的とします。
- ・文化事業の対象が減少した映画鑑賞券は廃止します。
- ・鑑賞・観戦等補助は、年間上限額を 2 万円から 1 万円に改定します。

### 班事業補助金

- ・班事業補助金は半減します。但し、年度補助金未活用分の持ち越し制度を検討します。

## 5. 今回の提案の扱いと今後の進め方

共済会定款第2条(目的)は、「京都民主医療機関連合会と京都民主医療機関労働組合が共同事業として設立した京滋民医連共済会の目的を引き継ぐもので、...役職員が協同・互助の精神の下で団結して、民医連運動を推進するとともに、会員の福利厚生に寄与することを目的とする」としています。

今回の提案は、共済会の目的に適ったものと検討してきましたが、掛金の改定と給付の見直しを伴うものであり、京都民医連、京都民医労での十分な理解・協力が不可欠です。また、提案は、前章等で触れた、共済運動の意義、互助連帯組織としてのあり方も再度確認し合うことが求められます。また、この前提として共済運動の原点がぶれることがあってはなりません。そのため、全会員による十分な理解と納得が必要です。

具体的には、2014 年 2 月から以下の取り組みと提起を行ってきました。

- ・京都民医連専務会議等の県連全般に行き渡る会議での説明と議論
- ・京都民医労中央執行委員会での共同事業として構成員のあり方も含めた議論
- ・共済会連絡会、理事会での検討作業と議論

以上での意見と議論を踏まえ、「非常勤職員の共済会加入の提案」として 2014 年度通常総会に議案として諮ります。

総会で承認されれば、全会員と非常勤加入対象者への説明と意見交換を行い、本年秋頃に臨時総会を

予定します。

臨時総会は、2013 年度決算による最終試算と財政見通し、最終の改定率等を提案し、会員増に伴う保険業法等に対応した組織整備を含めた定款変更、規程改正等を予定します。

臨時総会で確認されれば、2015 年 4 月から対象となる全非常勤職員の共済会加入を予定します。

以上

## 非常勤会員掛金(案)

会費(案) (標準報酬額 × 1.32% - ¥1,700) × 70%、但し下限月額500円

標報酬(千円)	人数	1.32%	-1700	70%	会費計
118	3	1,558	-142	-100	1,500
126	7	1,663	-37	-26	3,500
134	7	1,769	69	48	3,500
142	16	1,874	174	122	8,000
150	27	1,980	280	196	13,500
160	16	2,112	412	288	8,000
170	33	2,244	544	381	16,500
180	38	2,376	676	473	19,000
190	41	2,508	808	566	23,190
200	69	2,640	940	658	45,402
220	63	2,904	1,204	843	53,096
240	55	3,168	1,468	1,028	56,518
260	42	3,432	1,732	1,212	50,921
280	28	3,696	1,996	1,397	39,122
300	20	3,960	2,260	1,582	31,640
320	11	4,224	2,524	1,767	19,435
340	9	4,488	2,788	1,952	17,564
360	4	4,752	3,052	2,136	8,546
380	4	5,016	3,316	2,321	9,285
470					
620					
650					
計	493				¥426,718

法人負担 ¥426,718  
 掛金計 ¥853,436  
 年計 ¥10,241,232

掛金(2012決算)	保健会	京都民医連	計
	¥102,859,880	¥62,474,888	¥165,334,768
	新会員比		6.2%

現会員数(2012年度月平均)	1,142	808	1,950
	対象493名	新会員比	20.2%

現掛金月平均	¥7,506	¥6,443	¥7,066
新会員平均			¥1,731

## 第6号議案 提案報告

6号議案を提案します。本総会議案書を配布させて頂き、京都民医連の各事業所、部署での議論を呼びかけましたところ、積極的に応えて頂き、先ず始めにお礼申し上げます。私からの報告は、その議論で出された意見や疑問を踏まえ、提案趣旨と補足説明を中心にさせて頂きます。総代の皆様には、積極的な議論をお願いし、共済運動の更なる前進を記した総会となりますよう、お願いいたします。

### 1. 提案に至った経過

議案1章では提案に至った趣旨と経過を簡潔に述べています。非常勤者占める比率は年々増加し、全日本民医連的には実数で40%超を占めており、驚くべき数字ですが、実は京都でもこれに当てはまり、保健会も実数なら40%になります。これは医師を含めた数であり医療特有ですが、医師を除いても今年4月の数値は実数で32%、換算でも24%になり「目を閉じ続けられる数」でないことは明らかです。また、保健会の数値ですが、会計単位は43事業所あり、内非常勤が実数で過半数を占めている事業所は19、換算で過半数を占めているのは8事業所となります。

非常勤加入について共済総会での発言は皆さんご存じとして省きますが、労働組合の意見として少し紹介しておきます。1998年の秋闘統一要求より、「パート労働者の共済加入を認めるよう、共同で京都民医連共済会に申し入れること」とあり、その後2012年秋闘統一要求までの15年間、春秋合計30回にわたって要求がされてきました。

法人連合は、「民医連・民医労の共同事業である共済事業については、共済の理事会・連絡会で検討すべき事項」として対応されてきました。それを受け、共済会では検討や試算を続け、記録に残る資料では、組織再編が一段落した2009年に現行掛金、給付での加入試算や検討を行ってきました。その結果は、給付の増加に対し掛金の増加が僅かであり、年間1600万円の赤字発生、財政破綻が生じるとの結論でした。その後、2012年から足かけ3年にわたり、「身の丈にあった」実現可能な制度の調査と検討・議論を行ってきました。

次に全日本民医連的にはどうかということについて少し近畿を中心に紹介させて頂きます。共済運動に非常勤者が参加しているかの判断として、非常勤者から何らかの掛金を徴収しているかで見ると

大阪	5 共済中	4 共済が非常勤から会費徴収（以下同じ）
兵庫	10 法人中	3 法人
奈良	3 法人共済中	2 共済
和歌山	1 共済中	1 共済

全国では、141共済（法人）中、89（63%）が非常勤者も含め共済を運営しています。

（2013年度共済活動交流集会資料より）

全国、近畿の数値からも、半数以上が何らかの形で非常勤者も含め共済運動を取り組んでいます。

滋賀は、非常勤者未加入ですが、非常勤者の占める実情は京都と同じで、実は京都の今回の内容に準拠して進めようと後ろに着いてこられており、本日私たち提案する者も、滋賀共済会に対しても責任を痛切に感じているところです。

### 2. 民医連共済運動の意義と役割、非常勤職員の加入意義

議案2章、3章をまとめて趣旨を報告します。

2章は京都民医連定期総会運動方針の20年間にわたる共済部分について要約しています。

概括すると、1990年代前半から、京都民医連として共済制度を統一してきた時期になります。それまで各法人、事業所により給付されていた職員の窓口医療費の補助を共済会として統一的に給付する、そのためにも「京都民医連が一体となり、安定運営、スケールメリット」ということで、家族医療費、貸付金制度、保養所等も整備・取得してきた経過があります。

しかし、90年代の「構造改革」路線により、医療経営の環境悪化が進みました。このときのスローガンは「医療情勢が厳しい時こそ共済会」で記憶にある方もありますが、職員の団結と連帯に共済会が少なくない役割を果たしてきました。

議案は、2003年の「健保本人3割負担」に伴う、給付引き下げを伴う財政改革等を記述していますが、どの時機も、京都民医連共済運動は、団結の証として、連帯の精神と互助組織として役割に、会員、事業所、法人が結集・団結し、課題を乗り越えてきた全国にも誇るべき経過と到達があります。

この京都民医連が築き上げてきた共済給付は、社会保障の不備の部分を職員と法人の拠出で補完する性格を持っています。その底流には、「働くひとびとの医療機関」に相応しい経営理念と民医連職員の誇りを土台にした互助・連帯・助け合いがあります。

提案する非常勤職員の共済会加入は、正に互助・連帯・助け合いの広がり、職員と仲間を大切にする具現化して大きな意義があります。

全日本民医連第41回定期総会運動方針の「民医連綱領実現と一人ひとりの人間として成長の課題が一致できるのが民医連」、「民医連の職場は人間的な発達を促す組織」の第5章6節とフレーズに共感、共鳴された方が多いと聞きました。運動方針は、これを実感できる「組織」になることの努力を求め、「民主主義を体現する組織づくりにつとめなければならない」としています。今回提案する共済の広がりが実現すれば、「民主主義を体現」といっても過言ではないと思います。

互助・連帯・助け合いの共済会は、福利厚生制度としての役割も担っています。職員と法人が折半して掛金を拠出する仕組みをとっているからです。議案は、「社会的な規範等から『不合理』と指摘されかねない」と記していますが、そもそも常勤、非常勤の職務等は異なり、パートタイム労働法や労働契約法に抵触している事態という認識や評価ではありませんが、今後の社会規範等の推移も注意深く見守りながら、対応しなければならない背景がここにもあります。

私たちは、諸先輩が築き上げてきた京都民医連共済を次々に引き継ぎ、民医連で働く仲間を支え続ける、この役割が将来にわたって増えこそすれ減ることはありません。今回の提案は、共済会の大きな改革となることは間違いありませんが、第41回総会スローガンの「新しい時代に対応し、民医連らしさにこだわり、健康権実現・生存権保障を担う医師をはじめとする職員育成を旺盛にすすめよう」に定めるものとして、「新しい時代」を切り開く立場と内容で以降を提案します。

### 3. 非常勤職員の加入について（案）

#### 1) 共済加入対象について

対象は、健康保険資格者の全員とします。共済会掛金は、標準報酬月額に対して比率で算出しているためです。但し、議案書では「嘱託」の医師は除くとしていますが、現在各法人で「嘱託」として雇用している医師以外も存在し、医師と同様の扱いで共済未加入としており、それを踏襲し常勤・非常勤に拘わらず、「嘱託」は医師に限らず除くこととし、議案を補正します。

尚、当会定款第7条により、再雇用者の方は基本的に共済加入して頂いていますが、京都民医連定年制規程では「本人の希望にもとづき継続する」となっており、後でも報告しますが「全員加入」の全国的な方針と齟齬が生じる可能性が有り、早々の再協定化と改正を検討してもらっています。

#### 2) 非常勤職員の共済加入に伴う財政方針

非常勤職員の加入により、現会員数比で会員は25%増加しますが、会計規模は制度上拡大しないことを基本とします。よって、現会員の掛金は引き下げます。また、給付の総額も同様に拡大しないこととします。収入、支出の規模を拡大しないことは、現会員掛金の増額や法人負担の増加を回避するためです。これは、「身の丈にあった」実現・継続性のある制度改正の基本方針になります。

### 3) 非常勤職員の掛金について

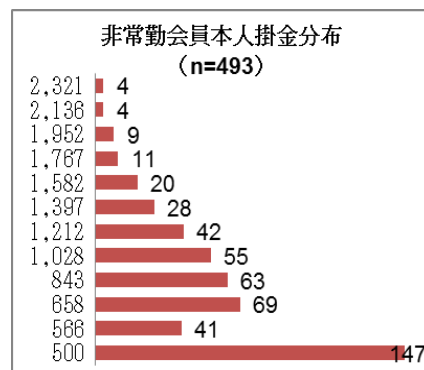
掛金は、(標準報酬月額×1.32%)－¥1,700×70%

計算式の根拠については議案を参照ください。

但し、下限額を500円として提案しています。

一人の平均額は1,731円、職員負担は866円になります。

但し、その分布は右図の通りで、下限額500円に該当する職員は493名中147名30%に及びます。標準報酬月額では18万円以下となります。



### 4) 非常勤職員会員の給付対象について

給付は、慶弔金、医療費見舞金、文化厚生事業とし、給付基準は現会員と同じとします。班事業への参加も適用とします。但し、全日本民医連厚生事業協同組合の指定職員は適用としないので、慶弔金について一部給付制度の整備が必要となります。

休業見舞金は対象としません。貸付金は、退職金を担保とするため対象としません。

以上により、非常勤職員は「少額の掛金」で共済給付と共済活動に参加出来るようになります。

## 4. 現会員の掛金と給付（非常勤者含め）の改定（案）

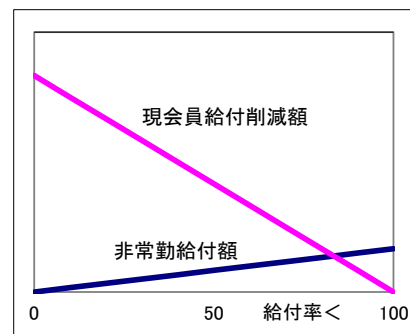
### 1) 掛金の改定について

非常勤職員分の掛金の増加に対して、現収入規模内に収めるため、現会員掛金は引き下げます。掛金は、標準報酬月額に対する現行掛け率1.4%から0.8ポイント引き下げ非常勤会員と同じ1.32%に改定します。掛金は現行より約6%少なくなります。2012年度の平均額は、7,066円で職員負担は3,533円、6%の212円、年間2,544円掛金は減少します。

### 2) 給付改定の根拠と見直し基準

20ページの表は、会員増により給付額が1億6千万から1億8,200万に2,200万円増加、率にして14%増加する、これを増加させないためには給付水準を現行の86%に引き下げれば成り立つとの試算表です。

右の図は理事会で初期に検討した時のイメージ図ですが、グラフの交わり点が86%となり、給付見直しを検討してきました。次に19ページの表ですが、各給付に対してこれから報告する変更案を当てはめ試算し、全体の変更率は86%に届きませんが90%の変更率で今回提案しています。



### 3) 給付改定内容

- ・休業見舞金は、給付率を改定し、傷病手当金等を含めると97.7%から93.7%とします。非常勤職員は、休業見舞金の対象としませんが、支出の30%を占める部分も当然見直し対象としました。
- ・議案で述べた理由で入学終了祝金は、中学卒業を廃止し5歳、11歳の入学時に整理します。



- ・シルバー・ゴールデンエイジ祝金は、勤続表彰を補完していましたが、年齢と勤続の関係性が今後無くなることが想定され廃止とします。
- ・医療費見舞金は、現行（月間医療費－500円×0.9）の0.9部分を0.85に改定します。
- ・レクリエーションのプール&グルメを廃止します。この数年、施設探しに奔走し、また多様な指向や要求により、一施設を対象とした内容では利用者は減少しており廃止とします。
- ・保養所を持つ社会的な意義は縮小し、更に年間200万円の維持費を要し、利用実績から遠方且つ利用が限定される山の家は廃止します。
- ・健康キャンペーンは本来の趣旨である会員の健康増進に立ち返り、会員本人のみとし、職場エントリー、家族エントリーを廃止します。
- ・取り扱う映画館が減少した映画鑑賞券は廃止します。
- ・鑑賞・観戦等補助は、年間上限額を2万円から1万円に改定します。
- ・班事業補助金は半減します。但し、年度補助金未活用分の持ち越し制度を検討します。

## 5. 出された意見と今後について

第一に非常勤職員の共済加入についての任意性の問題です。本年全国総会の議案は、「理事会としては、60歳以上で加入する場合には、各法人が選別的に入会者を決めないようお願いしてきました。臨時職員だけ会員にする、あるいは再雇用職員をどうするか、などは会費の実質法人負担があるため経営を担当する法人に委ねよう、という趣旨であり、その要件を満たす職員は選別しないで全員会員とする、ということが従来から全国で踏襲され、共有化されてきたことに基づくものです」とし、恣意的な加入を戒めています。この事態は未だ解消されておらず、更に深刻化しているのが現状です。よって、今回提案は、非常勤職員のこと京都段階の扱いではありますが、健保資格者という要件の徹底をはかりたいと思います。

第二に、健保資格者の要件で共済会に全員加入することは、労働組合にも当てはまるのかと云うことです。これは、初期段階で誤解を招く説明を行いました。共済会員の要件になることでは全くありません。労働組合の判断と取り組みであり、共済会で組合員であるか否かを基準にしたり、また、組合加入も同時に確認する等のことはありません。

第三に今後の扱いですが、全会員と非常勤加入対象者への説明と意見交換を理事会として責任を持って徹底します。また、予定する臨時総会には、その到達について報告できるよう確認の形を検討することとします。秋頃を想定している臨時総会は、2013年度決算による最終試算と財政見通しを踏まえ、今回提案の改定率は90%ですが、最終の改定案を提案します。また、今回提案の試算は2012年度単年であり、複数年も踏まえた最終試算も検討することとします。

議案でも述べているように「会員増に伴う保険業法等に対応した組織整備」が必要となり、共済会の合理的な外形と運営の検討も踏まえ、定款変更、規程改正等を予定します。以上の課題を順調に進め、臨時総会で確認されれば、2015年4月からの非常勤職員共済会加入を予定します。

以上、第6号議案の報告・提案としますが、2012年から足掛け3年の理事会での検討内容と到達について、各法人等への報告に強弱が生じ、今回の議案書が、寝耳に水の「提案」となり、ご迷惑をおかけした法人もあり、関係の皆様には申し訳ありませんでした。但し、今回の提案は、互助・連帯・助け合いの共済運動の更なる発展を期してのものであり、それに免じ容受賜りますよう関係各位にお願いし、最後にはなりましたが、各総代の皆様方には、格別のご理解と積極的な審議を心よりお願いし報告とさせていただきます。

以上